

(3) 裁判員裁判対象事件における国選弁護人の複数選任状況

連日開廷による裁判員裁判の審理に対応するためには、複数の弁護人で公判審理に臨む必要性が高い。そこで、裁判員裁判対象事件においては、以下のように国選弁護人の複数選任が認められる割合が高まっている。

参考として、裁判員制度施行前の2006年～2008年までの地方裁判所における弁護人選任状況も併せて掲載した。

資料2-1-6-6 裁判員裁判対象事件における弁護人選任状況（地方裁判所・2009年～2020年）

区分 年	判決人員 (人)	弁護人が選任 された人員	私選弁護人が 選任された人 員	私選弁護人が 選任された割 合	国選弁護人が 選任された人 員	国選弁護人が 選任された割 合	国選弁護人が 複数選任され た人員	
							国選弁護人が 複数選任され た人員	国選弁護人が 複数選任され た割合
2009	142	142	30	21.1%	117	82.4%	101	71.1%
2010	1,506	1,506	322	21.4%	1,258	83.5%	1,113	73.9%
2011	1,525	1,525	265	17.4%	1,338	87.7%	1,182	77.5%
2012	1,500	1,500	286	19.1%	1,300	86.7%	1,178	78.5%
2013	1,387	1,387	260	18.7%	1,202	86.7%	1,115	80.4%
2014	1,202	1,202	204	17.0%	1,050	87.4%	976	81.2%
2015	1,182	1,182	211	17.9%	1,022	86.5%	968	81.9%
2016	1,104	1,104	216	19.6%	952	86.2%	909	82.3%
2017	966	966	197	20.4%	832	86.1%	782	81.0%
2018	1,027	1,027	202	19.7%	882	85.9%	831	80.9%
2019	1,001	1,001	179	17.9%	880	87.9%	828	82.7%
2020	905	905	159	17.6%	794	87.7%	757	83.6%

- 【注】 1. 数値は、最高裁から提供を受けた資料によるもので、実人員数である。
 2. 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 3. 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 4. 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上している。
 5. 2020年の数値は速報値である。
 6. 私選及び国選弁護人が選任（複数）された割合は、判決人員に対する割合である。下表も同じ。
 7. 「国選弁護人が複数選任された人員」とは、全手続を通じて国選弁護人が2人以上選任された被告人の人員であり、解任された後、再び選任された人員も含む。

資料2-1-6-7 〈参考〉裁判員裁判対象罪名の事件における弁護人選任状況（地方裁判所・2006年～2008年）

区分 年	判決人員 (人)	弁護人が選任 された人員	私選弁護人が 選任された人 員	私選弁護人が 選任された割 合	国選弁護人が 選任された人 員	国選弁護人が 選任された割 合	国選弁護人が 複数選任され た人員	
							国選弁護人が 複数選任され た人員	国選弁護人が 複数選任され た割合
2006	2,749	2,749	1,079	39.3%	1,838	66.9%	68	2.5%
2007	2,375	2,375	787	33.1%	1,726	72.7%	97	4.1%
2008	2,163	2,163	656	30.3%	1,641	75.9%	143	6.6%

- 【注】 1. 数値は、最高裁から提供を受けた資料によるもので、実人員数である。
 2. 終局時の罪名が裁判員裁判対象罪名の事件のうち、有罪人員及び無罪人員の合計である。
 3. 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上している。